

平成29年 第6回総会・会議録

1. 日 時 平成29年11月10日(金) 午前10時～10時45分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 繁道	14番 古海 博	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (11名)

20番 黒崎 隆博	22番 矢野 秀樹	23番 中村 眞一
25番 藤井 静博	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
29番 古田 俊策	30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章
32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治	

4. 欠席委員 (4人)

15番 濱中 興三	21番 松根 豊春	24番 大下 治三
26番 尾上 進		

5. 事務局・出席職員 (6人)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	主 任 泉 弘明

6. 農林課・出席職員 (3人)

農林施設担当課課 梅田 秀勝	
係 長 森永 修一	主 査 松下 俊也

## 7. 報告事項

報告第 18 号 使用貸借権の解約について	1 件
報告第 19 号 非農地証明願について	2 件
報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	5 件
報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	6 件

## 8. 議案及び結果

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 26 号 農山漁村振興交付金 高野地区の換地計画に対する同意 について	1 件

事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、平成 29 年第 6 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。ただ今の出席状況は、4 人のご出席でございますが、十分定足数には達しておりますこと、ご報告いたします。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。

それでは以降の進行を、井手尾会長、よろしく願いいたします。

議長

おはようございます。ただ今より第 6 回総会を開会いたします。農地関係の議案について、報告第 18 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 6 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 29 年 11 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 18 号 使用貸借権の解約について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 19 号 非農地証明願について  
<第 1, 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5 件ご報告いたします。

報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、6 件ご報告いたします。

議長

ただ今、報告第 18 号から 21 号まで報告しましたが、本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、6 件ご審議お願いいたします。

議長

それでは、今回現地調査を行っていただいた地区担当委員からの報告をお願いします。

岩谷委員

第 1 項につきましては、調査書のとおり問題ありません。

間委員

第 2 項につきましても、問題ないと思われまます。

中村委員

第 3 項につきましては、親戚関係での移転で既に 15 年以上耕作している実績があり問題ありません。第 5 項につきましては、長男への贈与で、福岡から土日のように通ってきて、この時期は柿等の手入れ、収穫を行っており、特に問題はありません。

八木田委員

第 4、6 項につきましては村上委員に代わって説明いたします。

第 4 項につきましては、サラリーマンで耕作できないため、現在もそこで耕作をしている弟に贈与する、第 6 項につきましては、第 4 項と同じ所有者の農地と高齢で作れないという中村さんの農地の合計 2 筆を、貸すから作ってくれという話で、ともに問題はありません。

議長

ただ今の説明に関しまして何かご意見等はございませんか。

古海委員 第1項の〇〇さんですが、前回にも申請が出ていませんでしたか。

事務局 前月の総会で、農地法第3条の使用貸借権設定であがっていました。

古海委員 結局、今回の売買が目的だったのではないのでしょうか。申請上は、別に問題はないと思いますが。

立岩委員 私の経験から、売買で手に入れ耕作はしない、という悪質な案件になりかねないと疑うこともできます。

議長 書類審査上は問題ないようですので、当面、きちんと耕作が行われるか様子を見ていくことになるでしょう。

農地担当係長 地元委員さんは、前回の使用貸借権設定の土地も含め、耕作状況について監視をしていただくようお願いします。

議長 他に何かございませんか。  
(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第23号につきましては、許可と決定いたします。  
続きまして議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について  
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長から、報告をお願いします。

大川調査長 総会に先立ち調査委員会を開催し、今月の担当委員及び地元委員より現地調査の結果の報告を受け、各案件の審議を行いました。調査委員会での審議の結果、問題はないということで総会にかけるものです。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議は無いようですので、議案第 24 号につきましては、許可相当と決定いたします。  
続きまして議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について  
<第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、3 件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、大川調査長から状況の説明をお願いします。

大川調査長 先の案件同様、調査委員会では、現地調査を行った委員から問題はないということでした。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

三村委員 お伺いします。例えば、地目が山林や原野であっても、許可申請なりの手続きが必要でしょうか。

農地担当係長 お答えします。登記地目が農地以外であっても、農業委員会の農地台帳に現況は農地として登載されていれば、農地法の適応を受けます。

議長 よろしいでしょうか。他に何かございませんか。  
(異議なしの声)

議長 ご異議はないようですので、議案第 25 号につきましては許可相当と決定いたします。  
続きまして議案第 26 号「農山漁村振興交付金 高野地区の換地計画に対する同意について」本件につきましては、産業経済局農林水産部農林課からの説明を願いますので、農林課の入室を求めます。  
(農林課入室)

農林課担当課長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。早速、担当者の方からご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

農林課担当者 議案第 26 号 農山漁村振興交付金 高野地区の換地計画に対する同意について  
<別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、ご審議お願いいたします。

議長 　　ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員 　お伺いたします。個人の負担分は1反当たりいくらぐらいですか。

農林課担当者 　圃場整備自体の経費は1反当たり250万円程度で、個人の負担はその2割、50万円程度です。

議長 　　よろしいでしょうか。他に何かございませんか。  
（異議なしの声）

議長 　　ご異議は無いようですので、議案第26号につきましては、原案換地計画に対し同意するものといたします。  
（農林課退室）

事務局長 　　少し、補足させていただきます。お手元にA3版を3枚綴じた資料を配布しています。2枚目と3枚目を見比べていただければお分かりになると思いますが、200以上あった筆数が、50枚程度にまとめられ、道路も縦横にきちんと通っています。地元調整には、地元農業委員さんの働きかけもいただきました。このように地域での取りまとめができれば、圃場整備も可能になります。当初、計画に関わった関係で、私からも説明を加えさせていただきます。

議長 　　以上をもちまして本日の事案審議は終わりました。事務局からの連絡事項をお願いします。

事務局長 　　11月20日の北九州支部研修会について、出欠を取らせていただきます。  
（出欠の確認）

議長 　　他に何かありませんか。

農地担当係長 　　2点、ご連絡がございます。まずは、前回の会議で「現地調査の回数に委員間で開きがある」との指摘をうけた件です。今回、3年間の予定表をお配りしております。3年間を通してみると大差ないことがお分かりいただけると思います。  
　　もう1点は、農地パトロールについてです。調査ファイルの提出がまだの方は、なるべく早めの提出をお願いします。また、遊休農地等の所有者の方へは、委員さんからのご指導等をしていただきたいと思います。

このため、一部の委員さんには、地元にお住まいの所有者の方への意向確認をお願いしています。

遊休農地の解消は、委員さんの重要な活動となりますので、活動記録簿への記載等をお忘れないようにお願いします。

議長

他に何かありませんか。

村田委員

利用状況調査は、1人で行くより曾根でまとまって回りたいのですが。

議長

それは、総会ではなく、個別に曾根地区で話し合いをしてください。

大川委員

門司はまとまって回っていますので、曾根は曾根で決めて回ったらいいと思います。

議長

他所でもやっていることなので、協議してみてください。

そのほかに何か、皆さん方からご質問等ございますか。

ないようですので、これで第6回総会を終了いたします。おつかれさまでした。

本日の署名委員さんは、9番の榎野委員と13番下澤委員です。よろしくをお願いします。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成29年11月10日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 9 番 \_\_\_\_\_

署名委員 13 番 \_\_\_\_\_